

雇用環境改善 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業給付、社会保険料免除などの制度の周知や情報提供の充実を図る。

<対策>

- 平成29年 1月～ 育児休業法に基づく諸制度の調査・確認
- 平成29年 3月～ 育児休業に関する規程の改定・整備
- 平成29年 4月～ 管理者・対象労働者への育児休業給付、社会保険料免除などの制度周知・情報提供サポートの継続実施
- 平成29年 4月～ 育児休業の取得率100%を継続実施

目標2：従業員全員の所定外労働を削減の為、ノー残業デーの継続実施促進、1人当たり平均所定外労働時間の削減を図る。

<対策>

- 平成24年12月～ 所定外労働の現状を把握・ノー残業デーの実施開始
- 平成29年 4月～ 所定外労働の現状把握と発生原因の分析などを行う
- 平成29年 6月～ 管理職を対象にした意識改革のため研修等を実施
全従業員へ社内広報・メール等で削減対応実施・周知徹底

目標3：有期雇用者を含む全従業員の年次有給休暇の取得促進に向けた、業務内容の見直し、休暇の確保（計画的な取得促進・連続休暇取得実施）

<対策>

- 平成29年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を調査・把握
- 平成29年 5月～ 各部署にて実態把握と計画的な取得に向け、管理職研修等を計画・実施
- 平成29年 6月～ 各部署において年次有給休暇の計画的な取得に向けた、取得予定表の策定と取得促進のための全従業員への周知